

《外国人登録》日本に住む外国人のみなさまへ！

町では、外国人登録をした方を住民として把握し、住民サービスの提供を行っています。正確な登録は、みなさんの生活をより便利なものとするために必要不可欠です。

次の事項が生じた場合は、速やかに登録・申請等の手続きをしてください。原則として、16歳以上の本人が届け出でください。（16歳未満の方は、同一世帯の父もしくは母、または同一世帯で16歳以上の方が届け出でください）

種類	届出期間	必要なもの
新規登録	入国した日から90日以内	旅券、写真(4.5cm×3.5cm)2枚 ※16歳未満は写真不要
子供が生まれたとき	出生した日から60日以内	出生届書(出生証明書)、旅券(お持ちの方)
死亡したとき	死亡の事実を知った日から14日以内	死亡届書(死亡診断書)、外国人登録証明書
外国人登録証明書の確認(切替)申請	・16歳以上の方は確認の基準日(外国人登録証明書に記載)から30日以内 ・16歳未満の方は16歳に達した日から30日以内	旅券(お持ちの方)、写真(4.5cm×3.5cm)2枚、外国人登録証明書
転入届	住み始めてから14日以内	外国人登録証明書
転居届	住所を変更した日から14日以内	外国人登録証明書
登録事項の変更	変更があった日から14日以内	外国人登録証明書、変更(氏名、国籍、職業、勤務先、在留の資格、在留の期間など)が生じたことを証明する文書

※16歳以上の方は、外国人登録証明書を常に携帯し、入国審査官、入国警備官、住民課職員などから求めがあつた場合は掲示してください。
※登録申請義務を果たさない場合、罰せられたり、入国管理局で在留期間の更新許可が受けられないこともありますのでご注意ください。

※詳しくは、住民課にお問い合わせいただきか、法務省入国管理局ホームページ「日本で生活する外国人の皆様へ」<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/happyou/pdf/081209.pdf>をご覧ください。

◆問い合わせ

法務省入国管理局登録管理官分室

☎ 03(5461)4801
住民課住民班
☎ (84)1214

子どもを事故から守る・プロジェクト

消費者庁では、子どもを不慮の事故から守る取組みを行っています。

子どもの事故は、ちょっとした大人の工夫で防げます。

携帯やパソコンから手軽に事故予防に役立つ情報を入手できますので、この機会にぜひ登録し、子どもを危険から守る知識を身につけてましょう。

安全メール配信登録

(携帯サイト)

<http://www.caa.go.jp/m/>

(パソコン用)

<http://www.caa.go.jp/kodomodo/mail/>

消費者庁ホームページ

(携帯電話用)

<http://www.caa.go.jp/m/>

(パソコン用)



内容

事故に関する豆知識や、
イズ形式の安全チエック、
子どもの年齢別注意点の紹介

※安全メールは、毎週1回
(原則として木曜日)配信します。

◆問い合わせ

産業振興課商工観光班
☎ (84)1215